

住民監査請求の手引き

広島県監査委員事務局

1 住民監査請求の概要

(1) 住民監査請求の制度

住民監査請求は、県民の方が、監査委員に対し、県の財務に関する行為について監査を求め、必要な措置を講じるよう請求する制度です(地方自治法第242条)。

(2) 住民監査請求の目的

この制度は、県の執行機関又は職員による、財務会計上の違法・不当な行為又は怠る事実について、県民からの請求による監査を行い、これを通じて、財務行政の適正な運営を図り、もって県民全体の利益を確保しようとするものです。

(3) 外部監査人による監査の執行

特に必要があると認める場合は、監査委員の監査に代えて、外部監査人（公認会計士、弁護士等）による監査を求めることもできます。

監査委員が、監査委員の監査に代え、外部監査人の監査によることが相当と認めた場合には、知事が外部監査人と個別外部監査契約を締結し、当該外部監査人による監査が実施されることとなります。(地方自治法第252条の43)。

2 住民監査請求による請求の対象事項

(1) 請求の対象

監査請求ができるのは、知事その他の執行機関や県の職員（以下「知事等」といいます。）が行った、県に損害を与える次のような財務会計上の行為等です。

ア 違法又は不当な公金の支出

イ 違法又は不当な財産（土地、建物、物品など）の取得、管理又は処分

ウ 違法又は不当な契約（工事請負、委託業務など）締結又は履行

エ 違法又は不当な債務その他の義務の負担（借入れなど）

オ 違法又は不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実（債権の徴収を怠る場合など）

カ 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠る場合など）

※ ア～エの行為については、これらの行為が相当の確実さをもって予測される場合も監査請求を行うことができます。

(2) 住民監査請求の制限

上記ア～エの行為については、行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り請求することはできません。

3 請求内容

請求者は、監査委員に対し、次のことを請求することができます。

(1) 違法又は不当な行為（上記2(1)のア～エをいいます。）の防止・是正

(2) 違法又は不当な怠る事実（上記2(1)のオ～カをいいます。）を改めること

(3) 違法又は不当な行為・怠る事実により県がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと

4 住民監査請求の請求方法

(1) 監査請求できる方

監査請求ができる方は、広島県の住民（個人・法人を問いません。）です。

(2) 請求書の様式

住民監査請求の請求書の様式は、次のとおりです。

広島県職員措置請求書

1 請求の要旨【注1】

(1) 請求の対象職員

だれ（請求の対象となる職員）が財務会計上の行為等を行っているか、記載してください。

(2) 請求の対象行為等

いつ、どのような財務会計上の行為等を行っているか、記載してください。

(3) 当該行為等の違法・不当性

その行為等は、どのような理由で、違法・不当であるか、記載してください。

(4) 県の損害

その行為等によって、県にどのような損害が生じているか、記載してください。

(5) 講ずるべき措置

どのような措置を請求するのか、記載してください。

【注2】

(6) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める場合は、その理由を記載してください。

2 請求者

住 所

連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

氏 名（自署が必要です）【注3】【注4】【注5】

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書【注6】を添え、必要な措置を請求します。

【注2】

併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和 年 月 日

広島県監査委員（あて）

※縦書きでも差し支えありません。

(3) 請求書の作成に当たっては、次の事項にご注意ください。

【注1】 請求の要旨には、ここに記載された5項目を必ず記載してください。

【注2】 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める場合のみ、点線囲みの部分（監査委員の監査に代え個別外部監査契約に基づく監査を求めること及びその理由）を記載してください。個別外部監査契約に基づく監査によることを求めない場合は、この部分の記載は必要ありません。

【注3】 個人の方は、氏名は自署してください。目の不自由な方は、氏名を点字で記載してください。

自署がない請求は受け付けられませんので、注意してください（請求書に押印をする必要はありません）。

【注4】 法人格を持たない団体（市民団体や任意団体など）の場合は、会則・会員名簿・役員名簿・事業報告書・会報など団体としての活動を示す資料を添えてください。

【注5】 請求書に請求人等の住所が複数記載されている場合（請求人が複数、団体住所と個人住所を併記などの場合）は、文書送付先（一に限る。）を必ず明示してください。監査委員側から請求人側にお送りする文書（監査結果等）は、文書送付先として示されたあて先に送付します。

【注6】 事実証明書として、違法又は不当とする行為等の事実を証明する書面を添付してください。事実証明書の例は、公文書開示請求により開示を受けた文書の写し、新聞記事の写しなどです。

(4) 提出方法

請求書は広島県監査委員事務局へ、持参又は郵送により提出してください。

住 所 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話番号 (082) 228-9917(直通)

持参される場合、広島県庁東館8階の広島県監査委員事務局に提出してください。

なお、必ず連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等）を併せてお知らせください。

(5) 留意事項

請求書の提出後、監査委員から、各種の書類の提出等を求める文書を請求人に送付することがあります。

監査は法定期間内に行う必要があるため、これらの文書で設定された提出期限・方法等は厳守してください。

5 監査委員による監査の実施方法

監査委員に提出された住民監査請求の請求書は、法令の規定に基づき、次のような手続がとられ、監査結果や勧告内容が、請求人に通知されます。なお、最後のページの「住民監査請求の流れ（概要）」も併せてご覧ください。

(1) 要件審査

ア 監査委員は、提出された請求書について、記載内容に係る形式的な要件審査（請求書が様式に示された必要事項が漏れなく記載されているかなど）や実質的な要件審査（請求内容が財務会計上の違法・不当な行為に係るものかなど）を行います。

イ 監査委員は、提出された請求書が住民監査請求の要件を満たしていないときは、請求人に対し、必要に応じて書面により、請求書の補正を求めることがあります。

ウ 要件審査の結果、監査委員が住民監査請求の要件を満たしていないと判断した場合は、請求

は却下され、監査委員等による監査は行われません。

エ 要件審査の結果、監査委員が住民監査請求の要件を満たしていると判断した場合は、請求は受理され、監査委員などによる監査が実施されます。なお、監査の過程において、必要に応じ、報道機関等に住民監査請求に関する情報（請求人の氏名等を含む。）を提供することがあります。

(2) 暫定的停止勧告

ア 住民監査請求があった場合に、監査委員は、請求に係る行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があるなど一定の要件がある場合には、職権により、知事等に対して監査又は勧告の手続が終了するまでの間、この行為を停止すべきことを勧告することがあります。

イ この場合、監査委員は、当該暫定的停止勧告の内容を請求人に通知し、公表します。

(3) 監査の実施

ア 監査委員は、知事等に対する監査を行います。

イ 請求人が、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めた場合において、これを相当と監査委員が認めた場合は、当該請求のあった日から 20 日以内に監査委員は知事に通知し、その旨を請求人にも通知します。この場合には、外部監査人の監査の前に、知事において外部監査人の選任や契約が行われ、外部監査人は、知事等に対する監査を行い、監査の結果に関する報告を決定して、監査委員に提出します。

なお、個別外部監査請求のあった日から 20 日以内に監査委員が前記の通知を知事にしなかったときは、当該請求は、最初から個別外部監査契約に基づく監査によることを求められていない請求があったとみなされ、監査委員による監査が行われます。

ウ 監査に当たっては、監査委員又は外部監査人が必要があると認めるときは、関係人に対する調査や学識経験者からの意見聴取が行われることがあります。

(4) 陳述等の実施

監査委員又は外部監査人が知事等に対する監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会が与えられます。また、知事等にも陳述の機会が与えられます。

ア 請求人の陳述は、請求の要旨を補充するために、監査委員等の面前で行うものです。

イ 請求人及び知事等の陳述は、請求人及び知事等の意向を聞いたうえで行います。

ウ いずれの陳述も、原則公開し、請求人及び知事等の立会が可能です。

(5) 監査結果の決定、通知及び公表

監査委員は監査を行った後に（個別外部監査を実施した場合には、外部監査人から提出を受けた監査結果の報告に基づいて）、監査委員の合議により、請求に理由があるかないかを判断し、監査の結果を決定します。

監査結果等の決定及び勧告は、監査請求日から 60（外部監査の場合は 90）日以内（請求書の補正に要した期間を除く。）に行います。（地方自治法第 242 条第 6 項、第 252 条の 43 第 5 項）

ア 理由なし（棄却）

請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により、監査委員から請求人に通知します。

イ 理由あり（勧告）

請求に理由があると認めるときは、監査委員は、議会又は知事等に対して期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告内容を請求人に通知します。

(6) 監査結果等の公表

監査結果及び勧告内容は、広島県報に掲載して公表します。

(7) 勧告を受けた知事等の措置

ア 勧告を受けた議会又は知事等は、当該勧告に示された期間内に、必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければなりません。

イ 通知を受けた監査委員は、通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表します。

6 監査結果等に不服がある場合

(1) 住民訴訟の内容

住民監査請求に基づく監査結果や議会又は知事等の措置に不服などがある場合は、請求人は裁判所に対して、次のような請求を求める訴え（住民訴訟）を提起することができます。

訴 え の 内 容	
1	当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
2	行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
3	当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
4	当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを広島県の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求

(2) 住民訴訟の提起期限

住民訴訟は、次の表の左の場合ごとに、右に掲げる期間内に提起しなければなりません。

住民訴訟を提起できる場合	訴訟提起できる期間
監査委員の監査の結果、勧告に不服がある場合	監査結果及び勧告内容の通知があった日から 30 日以内
監査委員の勧告に対する議会又は知事等の措置に不服がある場合	当該措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内
監査委員が監査・勧告を 60 日（個別外部監査を実施する場合には 90 日）以内に行わない場合	60 日（又は 90 日）を経過した日から 30 日以内
勧告に基づいた必要な措置を議会又は知事等が講じない場合	措置期限の日から 30 日以内

7 その他の不明な点などは、広島県監査委員事務局にお尋ねください。

担当部局 広島県監査委員事務局 住民監査請求担当

電話番号 (082) 228-9917(直通)

住民監査請求の流れ（概要）

根拠法令：地方自治法第 242 条
同第 252 条の 43

【この表中の略称】
・法…地方自治法
・令…地方自治法施行令
・規…地方自治法施行規則

